

総務常任委員会会議記録（概要）

平成26年12月11日（木）

開 会（午前9時3分）

【議 事】

○議案第144号「防音校舎の除湿工事（冷房工事）の計画的な実施に関する住民投票条例制定について」

大館委員長

本日は、参考人として大原隆広さんと関原明子さんにご出席をいただいております。この際、参考人の方に一言ごあいさつを申し上げます。本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のためにご出席いただき、誠にありがとうございます。委員会を代表して心からお礼を申し上げますとともに、忌憚のないご意見をお述べくださるようお願いいたします。さっそくですが、議事の順序等について申し上げます。初めに大原参考人、次に関原参考人からご意見を述べていただき、その後、委員の質疑にお答えいただくようお願いいたします。

【参考人意見】

大原参考人

先日の意見陳述に引き続き、このような場を設けていただきありがとうございます。市議会では慎重に審議をしていただきまして、心より感謝を申し上げます。住民投票条例を請求するまでに至った経緯や思いについては、先日述べさせていただいたことが全てです。あえて補足させていただくならば、議案質疑の際にも挙がっていましたが、この住民投票で私た

ちが市民の皆様にかけるものは、もともとの計画の速やかな実施と、平成18年度に起案された、防音校舎に関する平成19年度以降の整備方針の復活です。その対象の学校は防音校舎に当たる29校であり、まずは計画となっていた3校の速やかな実施です。29校の防音校舎の工事をすべて1度の実施してほしいとお願いしているわけではありません。計画のあった残り2校の速やかな実施と、その後は財政状況と政策優先順位を考慮しながらの工事の実施です。また、意見書には29校の防音校舎の全てに冷房工事を実施すると約78億円、市の負担が30億円とありましたが、これは冷房工事のみの費用ではないはずです。工事には暖房の改修工事も含まれます。市民の皆様は、冷房工事のみでこれだけの市の負担があると誤解を与えることのないように、暖房工事のみを行った場合の市の負担額も明確にさせていただくことが適切でないかと思えます。また、意見書の中では、温度も取り上げられていましたが、これはすべて窓を開けての温度です。問題は防音校舎です。温度を取り上げられるのであれば、窓を閉め切り、生徒が40人いる教室での測定をしなければ、防音校舎としての機能が果たされているのかを調べることはできません。しかし、そのようなことをすれば、生徒の健康面で多大な影響が出てしまいます。問題にしているのは、あくまでも防音校舎であるということを、今一度ご確認いただき、さまざまな判断基準として、市民の皆様の思いを大切に慎重に審議していただきたいと思えます。

(関原参考人の意見開陳なし)

【参考人の意見終結】

大館委員長

ありがとうございました。以上で、参考人からのご意見の開陳は終わりました。次に、質疑を許します。なお、念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可を得て発言されるようお願いいたします。また、参考人は、委員に対して質疑することはできないことになっていますので、ご了承願います。

【参考人に対する質疑】

谷口委員

請求の要旨に、整備方針に基づいた冷房工事を早急に行う必要があると記載があるが、この整備方針に具体的に年度という時期を明確にして計画として工程に落とし込んでいる工事は、狭山ヶ丘中学校と北中小学校の2校という認識でよろしいか。

大原参考人

あくまでも2校のみではなく、防音校舎29校が対象になっていると思います。

谷口委員

工程に直接書いてあるのは、狭山ヶ丘中学校と北中小学校という認識でよろしいか。

大原参考人

おっしゃるとおりです。

谷口委員

条例案の第1条の目的に、平成18年2月に定められた整備方針は、防音校舎においては老朽化などで暖房工事を更新する際に、併せて除湿工事を行う方針であるというふうに書かれた整備方針でよろしいか。

大原参考人

おっしゃるとおりです。

谷口委員

同じく条例案の第1条の目的に、平成26年度までに入間基地に近接する小中学校の改修工事が、市の施策判断により、除湿工事（冷房工事）が中止になった件に関して、市民の意思を明らかにするための住民投票を行いとあるが、この平成26年度までに入間基地に近接する小中学校の改修工事というのは、具体的には狭山ヶ丘中学校と北中小学校についての工事が中止されたという理解でよろしいか。

大原参考人

おっしゃるとおりです。

谷口委員

条例案の第6条の(1)に、住民投票を行う投票資格者（以下「投票人」という）は、防音校舎への除湿工事（冷房工事）を計画的に実施することに賛成するときはと書いてあるが、防音校舎への除湿工事（冷房工事）を計画的に実施することとは、まずは平成18年2月に整備方針として策定され、具体的に工事工程が計画として策定されていた狭山ヶ丘中学校と北中小学校の冷房工事の予算措置を行いながら、計画的に行っていくこと

と、残りの防音校舎については、財政状況や政策優先順位を加味して、この整備方針どおり老朽化などで、暖房設備の更新時に、併せて冷房工事を行っていくということを求めていくという理解でよろしいか。

大原参考人

おっしゃるとおりです。

村上委員

第1条では2校について賛否を問うように聞こえる。ところが、第6条では、防音校舎に対しての計画に賛否を問うように聞こえ、文章の流れから言うと、2つの論点に見えるが、何を今回賛否の対象にしているのか。

大原参考人

あくまでも整備方針に基づいて、予算化されていた2校の速やかな工事の実施と、残りの防音校舎に対しては暖房設備の老朽化に伴って改修工事を行う際に、冷房工事も行う整備方針に則って、残りの防音校舎もお願いしたいということです。

村上委員

平成18年2月の整備方針には2校の計画が入っており、全体の整備方針、計画を含めた29校の実施が中止になったので、その復活をお願いしており、あくまでも29校が賛否の対象ということか。

大原参考人

おっしゃるとおりです。

村上委員 整備方針を復活していただき、まずはもともと計画していた2校の工事を行い、その後の整備については、そのときの財政状況や政策優先順位を加味して工事を行っていただきたいということであって、あくまでも条例が通ったら、全部一括で付けてくれということではないということか。

大原参考人 おっしゃるとおりです。

小林委員 2校については速やかに工事を実施し、残りの防音校舎にも冷房設備を付けてほしいというのが、住民投票の要件という理解でよろしいか。

大原参考人 おっしゃるとおりです。

岡田委員 請求代表者と署名された方の思いというのは、29校全部に付けることを問うという理解でよろしいか。

大原参考人 2校ではなく、あくまでも29校です。その中で、すでに計画されていた2校を速やかに実施し、残りについては財政状況や政策順位を加味し、整備方針に基づいて暖房設備の老朽化などに伴う改修工事の際に、冷房工事も実施していただきたいということです。

越阪部委員 整備方針が変わった後から条例制定請求書を出すまでの間、どのような

話し合いがあったのか伺いたい。

大原参考人

請願書や要望書を出したり、署名活動もしました。

越阪部委員

教育委員会からの説明をどのように受け止め、どのような経過で条例制定請求書を出すに至ったのか伺いたい。

大原参考人

一方的に中止という話でしたので、特に話し合う機会はありませんでした。

越阪部委員

中身について話し合う機会はなかったということか。

大原参考人

説明会のお願いをしましたが、それはできないということで、話し合いはありませんでした。

小林委員

住民投票条例制定の直接請求ということで高いハードルだったと思うが、皆様とどういう話し合いをしながらやってこられたのか伺いたい。

大原参考人

簡単に申し上げますと、全て子どもたちのためです。

村上委員

住民投票の期日について、施行の日から30日以内に執行するものとす

るとあるが、執行するには余りにも期間が短いという話がある。条例案を出す側として、実質に合わせた修正もやむを得ないという考えはあるか。

大原参考人

早いに越したことはないのですが、あくまでも私たちの意思が尊重される形であれば、修正していただいて結構です。

岡田委員

署名活動の際、残りの防音校舎についても早急にという話だった。やはり70億円をかけてでも、早急に工事をしてほしいという理解でよろしいか。

大原参考人

あくまでも計画的に暖房設備の老朽化などに伴う改修工事の際に、併せて除湿工事を行う整備方針に基づいて、順次工事を実施していただきたいということです。

岡田委員

1校の工事に2年かかるとして29校なら58年ということで、早急にと思って署名された方の思いと違ってしまう気がするが、いかがか。

大原参考人

署名活動の際に解釈の違いはあったかと思いますが、私たちは計画的な実施ということで、お願いして回ったつもりでおります。

岡田委員

防音校舎のエアコン工事を、早急にはお願いしていないという理解でよ

ろしいか。

大原参考人

早急にというのは、あくまでも計画にあった2校に関しては早急に対応していただきたいということで、残りに関しては計画に則って、順次進めていただきたいということです。

岡田委員

それは駅の署名活動等でも説明されたか。

大原参考人

おっしゃるとおりです。

【参考人に対する質疑終結】

大館委員長

以上で、参考人に対する質疑は終了しました。この際、参考人各位に対し、委員会を代表して一言お礼を申し上げます。本日は、お忙しい中を本委員会のためにご出席いただき、貴重なご意見を述べていただき、心から感謝いたします。本委員会といたしましては、ご意見を今後の委員会審査に十分生かしてまいりたいと思います。本日は、誠にありがとうございました。

【補足説明】

能登総務部長

この条例案につきましては、市長の意見にございますように住民投票条例案には賛成できないというものでございます。それを前提として申し上

げますけれども、この条例案で住民投票を実施することとなった場合の懸念事項につきましては、本会議でもご答弁させていただきましたけれども、第4条の住民投票の期日、第11条の投票結果の尊重というところで、懸念する事項がございますので、その点につきましては御配慮のほどお願いしたいと思います。

【質 疑】

谷口委員

第11条の「市長および市議会は住民投票の結果を尊重しなければならない。」について、議案質疑において、結果については最大限尊重するという趣旨の答弁が市長からあったと思うが、補足説明との関係性をもう一度説明願いたい。

能登総務部長

投票結果の尊重ということで、この間は意見書にも書いてありますように何らかの基準、投票結果についての住民投票の、言葉的には成立要件などという言葉も使っていましたけれども、そういうことを含めまして、住民投票が成立というか、市民の意思が明らかになったと言えるような、何らかの基準が必要ではないかということでございます。

谷口議員

今の話は成立要件を付けない限り、第11条の投票結果の尊重が担保できないということか。

能登総務部長

投票結果を尊重するのですが、時間、労力、多くの経費をかけまして住民投票が実施されるとなりますと、その結果について投票前と同じような感じで、せっかく住民投票を実施したのに、その結果がどうだったかわからないような状況のまま、終わってしまってもいけませんので、やはりここではですね、市で基準を定められればよろしいんですけども、市で付けることはできませんので、市民の意思が明らかになったと言えるような基準をある程度明らかにして実施していただかないと、あいまいな結果になってしまうのではないかと懸念があるということです。

村上委員

そもそも上位法である自治基本条例では、住民投票の結果については尊重するという規定がある。どんな結果になったとしても、その結果については尊重しなければならない。今回は行政の長から提出された条例案では無く、あくまでも市民が1つの政策に直接参加していく市民参加の止むを得ない直接請求で上がってきた住民投票条例である。それを行政側から縛りを掛けてくれというのは、ちょっと違うような気がする。何をもち、成立要件等が必要だと考えているのか伺いたい。

能登総務部長

どのような基準で市民の意思が明らかになったかというところが、この条例ではわかりませんので、例えば、投票率によってどんな時でも明らかになったんだと言えるのかどうかというところが曖昧ですから、やはりそこにはある一定の基準が必要なのではないかということでございます。

村上委員

何もない状態から条例案を作った場合にはそうかもしれないが、市長はあくまでも開票すると言っている。開票した瞬間にその結果は明らかになる訳で、明らかになった結果に対して、それをどのように尊重するかは、尊重する側の市長の立場だと思う。どこかで成立要件を決めてこれ以下だったら開票しないという規定であればわかるが、あくまでも開票するとなるとどんな結果であれ尊重すると思うが、そのことについては、どのように考えているのか。

能登総務部長

市長が述べた開票するというのは、成立要件によりパーセンテージに届かない場合は開票しないという意味ではなく、どのような規定になったとしても住民投票を実施した以上は開票するということのでございます。成立要件の有無にかかわらず、結果については明らかにしますということでおっしゃったと考えております。

赤川委員

国内で行われた個別型住民投票が何件行われて、成立要件が付いた条例で行われたものが何件あるか伺いたい。

能登総務部長

全ての件数等は調べておりません。おおよそのことで大変恐縮ですが、大体は否決されております。議会で否決されているために、成立要件等を付ける必要がなかったものです。もう一つ言えることは、今までの事例を見ますと、住民投票の投票率が高いことが挙げられます。ほとんど

の投票率が60%以上でしたので、意見書にもありますが、徳島県徳島市の吉野川可動堰の建設計画の賛否を問うことなど、市を二分するような大きな問題の時は、あえてそこまで設定する必要がない状況なのではないかというふうに推測しております。そういうことでは、最近の事例では、東京都小平市が、投票した者の総数が投票資格者の総数の2分の1という成立要件で行われております。また、千葉県我孫子市では、投票した者の賛否いずれか過半数の結果が投票資格者総数の3分の1となっております。

赤川委員

私の調べたところだと成立要件をもうけた条例は東京都小平市を入れて18件中4件、常設型の条例では成立要件を設ける場合が多いが、個別型の条例で成立要件を設けることが少ないことについてどう考えるか。

能登総務部長

さきほど申し上げましたように、争点が明らかで、高い投票率が見込まれるというようなところなのかと推測しております。

赤川委員

特に個別型だと、住民に問う内容によっていろいろなケースがある。議場で部長から民意が示されるためには過半数という話をしてしたが、直接請求されたこと自体に、個別なさまざまな事情がある訳で、直接請求の重みについて、過半数が民意だとか発言をしたのはなぜか。

能登総務部長

過半数が民意だというようなことを直接は申し上げてなかったと思い

ます。ただし、文献では、住民投票条例について問題となるのは、制度的にそのようなところが定められていないものですから、そこである程度そのようなことを定めていないと混乱が起きるといのような、単純多数といった用語を使うようですけれども、低い投票率でも単純多数で賛成が多いと言えるのかどうかということでは、やはり疑義があるといような解説がなされております。

赤川委員

議案質疑で所沢市は今まで住民投票条例請求があったかなかったかと末吉議員が質疑した際に、能登部長は無かったと答弁していたが本当に無かったのか。

能登総務部長

住民投票条例の制定を求める直接請求はございませんでした。

赤川委員

昭和53年に直接請求があったようだがそれは違うのか。

能登総務部長

それは住民投票条例の制定を求める直接請求ではなく、議員定数の削減を求めるものです。

谷口委員

本会議や委員会で徳島県徳島市の事例をあげているのはどうしてか。

能登総務部長

徳島市の住民投票が、制度的に地方自治体に取り入れられるようになって

てからの事例としては最初の頃のものであり、さまざまな本に出てくることから、それを引用したものでございます。

谷口委員

私も徳島市議会に電話で聞いてみたが、徳島市議会は1999年2月に住民からの直接請求があったが議会で否決し、その後、同年4月に統一地方選挙があり議員の期が変わり、同年6月に議会で取り上げながら可決したとのことであった。経緯を細かく聞いたが、当初の住民からの直接請求が上がってきた段階で住民投票反対だった会派が選挙後に50%以上の成立要件を付けるのであれば条例案に賛成するとのこと、かなり妥協の産物で成立要件を付けたと伺った。その経緯は知っているのか。

能登総務部長

存じ上げております。

浅野委員

他の自治体の住民投票に関する条例に成立要件を付けていない事案は調べていないのか。

轟文書行政課
長

住民投票の実施事例といたしましては、首長提案、市町村合併を対象とした案件を除き、現在のところ23件のうち、当初案から成立要件が付いているものについては2件と把握しております。

浅野委員

それ以外は付いていないということか。

轟文書行政課
長

そのとおりです。

谷口委員

住民からの直接請求のものの中で成立要件が付いてないものが多い
ということか。

轟文書行政課
長

そのとおりです。

谷口委員

住民からの直接請求で上がってきた条例について、ほかにどういったと
ころを把握しているのか。

轟文書行政課
長

住民投票条例に関する直接請求につきましては、新潟県巻町における住
民投票の実施が一番最初の事例と把握しており、原子力発電所建設の住民
投票に関する条例でした。その他といたしましては、岐阜県御嵩町の産業
廃棄物最終処分場処理施設の設置について、徳島県徳島市の吉野川可動堰
建設計画について、香川県東かがわ市の統合庁舎建設に関する件等につい
て把握しております。

谷口委員

産業廃棄物最終処分場の件の成立要件はどうなっているのか伺いたい。

轟文書行政課 御嵩町における産業廃棄物最終処分場処理施設の設置についての住民
長 投票条例につきましては、成立要件の規定はございません。

谷口委員 宮崎県小林市ではいかがか。

轟文書行政課 平成9年に産業廃棄物中間処理場建設についての市民投票に関する条
長 例を制定することについて直接請求されたものですが、成立要件の規定は
ございません。

谷口委員 住民からの直接請求で、個別型で上がってきている8件については、す
べて成立要件がないのはご存知か。

轟文書行政課 把握しております。
長

小林委員 今回の直接請求について、改めて伺いたい。

轟文書行政課 平成26年11月11日に、条例制定請求代表者から地方自治法第74
長 条第1項の規定による請求があり、同日これを受理したことから、今定例
会に意見を付けて提出したものです。

小林委員

成立要件はいらぬのかなと思うが、いかがか。

轟文書行政課
長

そのことも含めまして、議会においてご審議いただきたい事項と考えて
おります。

谷口委員

千葉県我孫子市の事例については、個別型ではなく常設型で設置された
条例という理解でよろしいか。

轟文書行政課
長

そのとおりです。

越阪部委員

意見書の18ページあるこれまでの説明経過等についてだが、この部
分が先ほどの意見陳述との食い違いの元になっている。丁寧な対応がなさ
れていないから、今回こういうふうになったと思うが、いかがか。

能登総務部長

その件につきましては、意見書に記載してありますとおりでして、特に
こちらから申し上げることはありません。

越阪部委員

地元への丁寧な対応がなされていたのか、伺いたい。

能登総務部長

それにつきましては、市長が本会議で答弁されていたとおりでして、意

見書にあります経過をたどって現在に至っているということで、ご理解いただきたいと思います。

越阪部委員

近隣市の冷房設備の設置状況を伺いたい。

轟文書行政課

埼玉県内の小・中学校の普通教室における冷房設置率につきましては、

長

平成26年4月1日現在、県内40市のうち、設置率が90%以上の市は18市となっております。なお川越市は6.28%、川口市は3.51%、越谷市は3.52%の設置率となっております。

赤川委員

市長の意見書について、市長は、このたびの住民投票は29校にエアコンを付けるかどうかを問う住民投票ですということをはっきり言っている。参考人の話だと平成18年の整備方針に基づいてやってくれというようなことだ。あといろいろ食い違っていて、市長の意見書だが、これは、教育委員会とあと執行部も含めて、教育委員会の共通認識だととらえていいのかどうか。これから住民投票が成立した場合に広報をするわけで、どういうふうに広報されていくのか、それによって、投票率や投票結果が影響を受けると思うが、この辺についてどうなのか。

能登総務部長

この意見書については、教育委員会、環境クリーン部など庁内の関係する部署による会議において、それぞれの立場からの意見を集約しながらま

とめてきましたので、共通認識でございます。

赤川委員

参考人が、今回住民投票で何を問うのかということと、市長の見解が違ったように思う。すると、どういう形で市民に広報していくのか。今回の目的は何なのか、何を市民に問うのかということ。市長はこうだ、私はこう思うと言ったわけで、そういうところをどうやってこれから広報していくのか。

能登総務部長

ただいま参考人のおっしゃったような内容で29校、そして2校は計画的にというようなことで、市長もそのように理解しております。29校であると、防音校舎への冷房設備への設置ということであり、特に意見の食い違いはないと考えております。広報となりますと、住民投票の実施に関して、市民の皆様に周知しなければなりませんので、行政の立場としましては、条例案に書かれているように、お互いの立場について公平に、小平市の例もそうなっておりますが、投票する際に論点がわかるように周知していきたいと思っております。

赤川委員

そのときに、市長の意見書は全庁、教育委員会の共通認識だとなった場合に、こちらの発想のほうからいろいろなことを考えていくと、これは公平な形で広報されるのかどうか。小平市の例も見ているが、市長の意見書を付けていたが、今回のような膨大なものではなく簡単な意見書だった。

これを全部載せてとか、その辺もあるので、固定性を担保するという
ことは何かあるか。

能登総務部長 住民投票の実施そのものの手続きの仕方のほかに、論点をわかりやす
く、その扱いも平等になるよう公正にということでございます。

赤川委員 これ以上市長の意見は入らないということによろしいか。

能登総務部長 特別にそこに改めてということはないかと思えます。意見書に書かれて
ある内容が市長の意見でございます。

谷口委員 狭山ヶ丘中学校と北中小学校の進め方と、あとはそれ以外の校舎につい
ては、明らかに時間軸が違っているかと思うが、一方、市長の今までの発
言を聞いていると、ほぼ同時の時期にやるというようなとらえ方をしてい
ると強く感じる。とらえ方の差について、その辺はいかがか。

能登総務部長 先ほど参考人の方もおっしゃっていましたが、そこに早急につけ
てほしいというようなことで署名がなされていたというような、そういう
ことで「早急」ということの解釈だと思うのですが、そういう意味では解
釈の違いが多少あるかもしれません。

谷口委員

その解釈の違いについて、今日これから質疑・応答と思うが、進め方については、2校、狭山ヶ丘中学校と北中小学校の進め方、これは元々計画に書いてあったので、できるだけ早くと。それ以外の防音校舎は先ほど言ったように単校工事のリニューアルというところの違いというのは、これから市長に対してどう伝えるのか、この大きな差というのは。

能登総務部長

本日の参考人のご意見につきましては、そのとおりにお伝えしたいと思います。

村上委員

先ほどから温度差というか論点の違いということについて議論しているが、要はいちばんの違いは何かというと、市民から出てきた直接請求というのは、対策としてエアコンをつけて欲しいと言っている。ところが、出てきた議案としての市長の意見は、大きな環境政策の中でエアコンが必要か必要ではないかという、そこで論点が違って、そこが投票になったときに、直接請求が求めているものと違う論点でもって、今の市の施策とは相容れない政策なのだという、政策と対策の違いがまず、大きなものがある。そこが大きな懸念をするところであり、そこがある意味では大きな力、全市的に先ほど仰った、統一した1つの大きな意見としてきたところが、今回の直接請求は、あくまでも暑さ対策として策定された整備方針に立ち返ってほしいというものであり、そこが論点になるはずだったので、市民から出てきた直接請求によって市がそれに対応して動き始めた

いうことは、これは直接請求を行ったことだけで大きな意味があったのではないかと思っている。しかし、直接請求の趣旨からすれば、29校と言っているということは、防音校舎に対する対策としてのエアコンを設置してほしいということ、この論点は外さないで広報はできるのかどうか、そこはどうか。

能登総務部長

請求代表者の方のお考え、またそれに対する市長の考え、それぞれに違いますけれども、それについてはそのとおり、それぞれの主張を掲載させていただくということになるかと思えます。

村上委員

先ほど参考人の方が懸念をしていたこと、78億というこのお金について、除湿工事、復温工事の関係はどうか。あたかも除湿工事だけで78億円かかるというような説明だったが、復温工事のみの場合だったらこれだけの金額だが除湿工事をする与此れだけになりますというその差額というのが議場ではあまり明確になっていなかったと思う。広報のときに大きな課題になってくると思うので、ご答弁いただきたい。

轟文書行政課
長

教育施設課に確認いたしましたところ、復温と除湿を合わせた工事費であり、設計などは分けていないということでした。

岡田委員

先ほど参考人の方からお話を聞いたら3校を先にやり、計画的にという

ことで理解もいただいたという話だったのだが、8,430人の代表として、早急にということで、例えば小手指小学校や北野小学校も入るのかと思って署名されている方がたくさんいらっしゃるようだが、その辺の解釈というのは、今日のお二人が発言したことで、署名した人の意見がすべてそうだととらえてよろしいか。

能登総務部長

先ほどの参考人のご答弁では、29校なのだけれども、計画では2校が決まっているので、その2校は早急に設置してほしいと。除湿工事をするのはあくまでも29校です。そのうちの2校については早急にしてほしい、あとは財政事情もあるでしょうから、設置してほしいけれども、それはということだったかと思います。

岡田委員

そういうふうに今日御説明されていたのですが、実際に署名を取られるときにはそういうふうにされたのかと言ったら、説明しましたと最後におっしゃっていたのだが、説明された方もいるが皆さんが本当にそういう理解をしているのかなと。やはり文面どおりいくと、署名されているときは、防音校舎29校を早急にととられているので、やはり市長のいうとおり29校をすぐにやらないと、署名した人の気持ちというのがすべて報われないのではないかなと思うが、その辺の解釈の仕方についてはどうなのか。

能登総務部長

そのことにつきましては確認のしようがございません。

谷口委員

先ほどから広報の話が論点になっているが、部長から論点整理をしながら公平性という話が出ているかと思うが、この条例案第7条2号ですか、「市長は前項に規定する情報の提供に当たっては、中立性の保持に留意しなければならない。」と書いているが、例えば、この条例、この文面が通った場合、中立性の保持に留意するとは何か担保するような、例えばどこかの機関から意見を聞くとか、あるいは何か意見収集するとか、広報の原案について意見収集する、そういった何か担保を取るような考えはあるか。

能登総務部長

これも先ほどご答弁させていただきましたけれども、担保するようなものは、特にないわけでございますけれども、その両者のお考えにつきましては、公平に扱って、投票する際に市民にわかりやすい、論点が明確になるような形での、公正・公平な周知をしていかなければならないと考えています。

谷口委員

先日の議場での部長からの答弁として、論点の分かりやすい広報紙を発行したいというような趣旨の答弁があったかと思うが、この広報紙とはどのような、要するに広報ところざわにあるページが住民投票の広報という形なのか、それとも独立的に出すものなのか。どのようなイメージで考えているのか。

能登総務部長

住民投票を実施する期日にもよりますけれども、定例的に発行しております広報紙では間に合いませんので、号外号を発行しまして、住民投票の仕方と、同時に、2つの論点がわかるような、わかりやすい内容のものについて発行する予定であります。

岡田委員

期日の関係だが、30日以内だとお正月休みがあるため厳しいということだが、なるべく急がなくてはならないのだが、逆に、スケジュール的に何日だったらできるのか。

大野選挙管理
委員会事務局
長

最低でも60日程度は必要だと考えております。

岡田委員

広報は号外という話だったが、60日の場合は、一緒に掲載できるのか。

大野選挙管理
委員会事務局
長

今回の衆議院議員総選挙につきましても、選挙のお知らせを号外という形で特別に配布いたしました。2月号の広報とそろざわと一緒にということになりますと、紙面の準備や期間等の関係から難しく、やはり別刷りのものになるのではないかと考えております。

谷口委員

60日という話が出たのだが、今定例会は12月18日が最終日だが、

60日というのは、例えばそこで可決されて、住民投票を執行する、その間が60日、12月18日プラス60日という理解でよろしいか。

大野選挙管理委員会事務局長
条例案第4条では、「条例の施行の日から30日以内」ということになっておりますので、施行日から60日以内ということでございます。

小林議員
議決してから公布までには何日以内というのはあるのか。

轟文書行政課長
地方自治法の規定に基づき、議会において条例の制定の議決がなされた場合には、議長は3日以内に長へ条例を送付することになっております。議長は、その条例の送付を受けまして、受けた日から20日以内に条例の公布を行うというものです。

小林委員
議決してから23日、公布されてから投票までが30日かかる、すると議決されてから53日あるが、どうなのか。

轟文書行政課長
条例の送付を受けた場合、特段の理由がない限り、速やかに事務手続きを行うものと考えております。

小林委員
今度の衆議院議員選挙は、何日ぐらいで準備が進められたのか。

大野選挙管理委員会事務局長 衆議院議員総選挙は、解散の日から投票日までの短い期間の準備になりますが、公職選挙法の規定により常に解散が想定されておりますことから準備ができました。

谷口委員 この条例が議決された場合、投票日が平成27年3月議会に重なると、実務上どういった支障があるのか伺いたい。

能登総務部長 この条例が議決されれば、住民投票に対する準備、実施はできるだけ速やかというのが原則ですので、そのとおりに実施したいと考えております。ただし、3月に入りますと統一地方選挙の準備を始めなければなりませんので、2月中までに住民投票を行うということで、3月の実施については選管では考えておりません。

谷口委員 現実的に考えると、2月中旬までには実施したいということか。

能登総務部長 可能であれば、2月中の実施を考えております。

赤川委員 先ほど参考人はできるだけ早く執行してもらいたいと話していたが、予算編成や補助金申請の時期もあって、急いでいるのだと思う。2月の中旬となると、予算編成は終わり予算書が出来上がっているわけだが、予算編成と期日の関連について、問題があるか伺いたい。

能登総務部長

平成27年度の当初予算につきましては、1月下旬に内示が出ますので、当初予算に何らかを盛り込むことは難しいかと思えます。

赤川委員

参考人はそれを気にして、早期に実施してほしいと言っていたと思うが、いかがか。

能登総務部長

内示が1月下旬で、2月の中旬から下旬には予算書を議員に配付いたしますので、ご理解いただきたいと思えます。

岡田委員

市の考える投票率というのはあるのか。また、低い投票率で可決した条例があるのか伺いたい。

能登総務部長

投票率としましては、11市の事例を把握しておりますけれども、最低が47.6%で、最高が91.7%です。最近の事例では、東京都小平市が35.2%です。

岡田委員

小平市は開票しなかったということによろしいか。

轟文書行政課
長

そのように把握しております。

谷口委員

もともとの暖房工事がいくらで、冷房工事を追加するといくらになるという金額を明らかにして広報しないと、本当の姿は伝わらないと思うが、いかがか。

能登総務部長

広報紙につきましては、紙面も限られておりますので、どれだけの内容を盛り込めるかということがあります。意見書にしても16ページありますので、全部掲載できるわけではありませんし、請求要旨につきましても全てを掲載できるかわかりませんので、今後検討してまいります

谷口委員

全体像を把握するためにも、暖房工事を単独で行った場合はいくら、冷房工事を追加した場合はいくらで、その差額が実質冷房工事の費用ということで、非常にシンプルな話だと思うが、いかがか。

能登総務部長

内容につきましては、詳細まで載せられるかどうかわかりませんので、今はお答えできません。

休 憩 (午前10時30分)

再 開 (午前10時46分)

小林委員

広報の号外も出すといった話があったが、掲載の内容の公平、公正性の担保についてはどのように考えているのか。

能登総務部長 それぞれの論点、立場がありますので、それをわかりやすく掲載することが公平になるのではないかと考えております。

小林委員 それは誰が行い、またチェックをするのか。

能登総務部長 市には、そういったチェック機関はありませんので、特にそのようなものは設けません。公平、公正な立場で、中立性に留意して発行していきたいと考えております。

谷口委員 意見書18ページの騒音のところ騒音測定の結果が書いてあるが、一番うるさいところで測定してくださいという防衛省訓令を知らずに測定したこの結果について、中立性が担保されているのか非常に疑わしいが、いかがか。

能登総務部長 そういうご意見がありますので、この結果を広報紙に載せる際には配慮いたしたいと思っております。

谷口委員 配慮とは、具体的にはどういうことか。

能登総務部長 測定の仕方を掲載するといったことになるかと思っております。

岡田委員	失効の規定を設けた方がいいと思うが、住民投票が実現し終わった後、どのぐらいの期間がよろしいのか。
轟文書行政課長	失効の期日に関する明確な規定はございませんが、失効の規定は必要であると考えております。
能登総務部長	何月何日に失効すると期日を定めると、そこにとらわれてしまいますので、投票した後何日というような規定がよろしいのではないかと考えます。
赤川委員	地方自治法上、市長の意見書と条例制定請求はどちらが重いのか。
能登総務部長	どちらが重いということはないかと思えます。地方自治法上の定めは、住民投票条例の制定を求める直接請求に係る請求書が提出されたときに、市長は意見を付けて条例案を議会に付議することになっておりますので、特に重い、軽いということではないかと思えます。
赤川委員	市長はこの条例案に対して、どこまで権限があるのか。
能登総務部長	地方自治法上、市長は提出された条例案に対して、修正して提出することができないことになっております。このため、意見を付けて条例案を提

出するというようなことなのかと考えております。

赤川委員

市長は意見書を提出した段階で仕事は終わりということなのではないか。

能登総務部長

市側でできることはそうでございます。

赤川委員

わかる範囲で良いが、他市の事例で個別型住民投票が実施・開票され、その結果に従わなかったケースはあるのか。

轟文書行政課
長

平成24年に、鳥取県鳥取市において市庁舎整備に関し、新築移転か耐震改修のいずれかについて住民投票が実施され、耐震改修とする判断が多かったものの、新築移転とする検討を継続中とのこと。

村上委員

自由討議を行いたい。

大館委員長

ここで質疑を保留し、自由討議としてよろしいか。

(委員了承)

(執行部退室)

【自由討議】

村上委員

何に対して賛否を問うのかが明らかでないと、場合によっては住民投票条例として相応しくない等の議論があったが、今回の質疑の中で賛否の項目については防音校舎29校を対象とすることが共通認識として、さまざまな条件についての議論をしていくということで良いのか。

谷口委員

対象は防音校舎29校だが、狭山ヶ丘中学校と北中小学校は平成18年2月に定められた整備方針で平成26年までの工事完了があったので、速やかに計画し、残りについては今後、老朽化による暖房工事を進めるということか。

村上委員

そういう難しい話で無く、整備方針を復活して欲しいということが要望だということは、それ以上でもそれ以下でもない。それで良ければ住民投票条例の条件の部分はどうすれば議論すれば良いかということになる。そこが委員会として一致できれば、その次の議論へ進めた方が良い。

岡田委員

村上委員の解釈でよろしいと思う。

大館委員長

賛否の項目については防音校舎29校を対象とすることが共通認識ということよろしいか。

(委員了承)

村上委員

あとはどこに論点があるのかということになる。1つ目に市長の意見書にある成立要件をどうするのか。2つ目に開票要件をどうするのか。3つ目に開票結果の尊重について。4つ目に期日について30日で良いのか。5つ目に失効条項をどうするのかという5つの論点に絞られるので、皆さんの意見を聞きながら議論したい。

赤川委員

1つずつ意見を聞いて議論してはどうか。

村上委員

そのように進めるということは、修正案を合意の下に作っていくということになる。それで良いのか。

谷口委員

一致できればそれで良いのではないか。

小林委員

今までの質疑等の話の中で、他の自治体の個別型の住民投票条例には成立要件があまり無かったということであった。

村上委員

そう言ったことを前提で動くのであれば、原案の賛否を問う前に、あくまでも修正案をどのようなところで合意が取れるかという議論をしていけば良いという話をしている。

赤川委員

原案どおりで良い委員もいるのではないか。

谷口委員

原案も含めて1つずつ議論をすれば良いのではないか。

村上委員

であるならば、原案も含めて積み上げ方式で議論していることとした方が良い。

休 憩 (午前11時3分)

(休憩中に協議会を開催した。)

再 開 (午後1時48分)

【自由討議】

大館委員長

自由討議の続きを行う。成立要件、第4条の住民投票の期日、条例の失効、第11条に関連する投票結果を尊重するための要件の4つについて各会派より考えを述べていただきたい。

越阪部委員

期日については60日、条例の失効については、投票日の翌日から起算して90日を経過した日に効力を失う、結果の尊重については投票資格者総数の2分の1以上で、賛否いずれか過半数に達したときにその結果を尊重しなければならないとするという考えである。

村上委員

成立要件はなし、期日は60日、条例の失効については、直接請求に基づいて作られた条例なので、失効条項を付けておくべきであり、90日程度、結果の尊重については、上位法である自治基本条例に規定される結果の尊重の部分を引用した原案の第11条の、いかなる結果であってもこれを尊重しなければならないという部分についてはそのままよい。但し、11条に、本件は市民参加の1つの制度としては大変重要なテーマであることから、成立要件や尊重要件を全く付けず、議会としての関与をしないという形でよいのかというところに問題意識を持っている。結果については尊重をするが、その場合に置いても一定の数の結果が出た場合の尊重の仕方について、重みを持たせる条項を付けたいと考えている。具体的には、投票の結果、賛否どちらかが有権者の3分の1以上に達したとき、一定の

重みを斟酌しなければならないという内容である。条例で担保することにより、住民投票条例そのものの信頼性を確保していくことにもつながっていく。また、議会として関与をしておかないと、今後住民投票条例が出てきたときに基本的なスタンスが見えなくなってしまう。条例の失効については、直接請求に基づいて作られた条例であるため失効条項を付けておくべきであり、90日程度とするという考えである。

赤川委員

原案を最大限尊重するという考え方であり成立要件を付すべきではない。議会の意思も表れている。期日については委員の皆さんが同意するのであれば60日で構わない。条例の失効であるが、住民投票が行われた後に統一地方選挙があることなどを考慮して、90日で委員の皆さんの同意が得られるのであればというところである。尊重要件については、自治基本条例にあるように結果を尊重しなければならないということで、法的な拘束力がないという中でどのようなものを付したとしても担保することは難しいのではないかということで、シンプルに考えて第11条の条文で十分ではないかと思う。

谷口委員

平成18年2月の整備方針に対し市長が方針を変更し、その後議会として平成24年6月15日に再考を求める決議を上げたにもかかわらず、それに応える結果となっていない。このため住民の方がやむを得ず直接請求に至ったということで、特異な経緯をたどってきていると感じている。ま

た他自治体事例では常設型ではない、個別方の住民投票条例や住民からの直接請求の事例を調べる中で、成立要件を付けるケースは少ないということからも、成立要件は付けるべきではない。期日については、執行部とのやり取りの中で、現実的には2月中という話が出ていたことから60日以内、条例の失効については、条例が通り、住民投票が行われた後に疑義が生じたときのことを考慮しても、90日あればよい。結果の尊重については、原案でも結果を尊重しなければならないとされており、有権者の3分の1以上とした場合、3分の1未満であれば結果をどこまで尊重すればよいのかわからないという形になってしまうため、必要ないと考える。

浅野委員

成立要件については、市長が結果にかかわらず開票すると述べていたこともあり付ける必要はない。期日については条例施行から60日以内でできるだけ早く、条例の失効については90日でよい。結果の尊重については、議会が関与するということでさらなる尊重を盛り込むとしたら、平成24年6月8日に、狭山ヶ丘中学校の復温工事、除湿工事について定められた整備方針に基づいて平成25年度から復温、除湿工事を実施することを願う件の請願を賛成多数で採択しているし、同年6月15日に教育環境の改善を求める決議が賛成多数で可決されているが、それが尊重されていない。さらに重く尊重するというのであれば、直近の市長選挙の全投票資格者に占める藤本市長の得票割合14.16%を超える賛成割合であれ

ば市長も市議会もその結果を尊重するということがよいのではないか。

小林委員

住民投票を実施することについては賛成であり、基本的には条例案はそのまま使うという立場である。しかし議論していく中で出てきた成立要件については、請願、署名など再三にわたり運動がされてきて、市長がそれに応えていないということで、最後の手段として直接請求が出てきた。こういった経緯を踏まえ、成立要件は必要ないと考える。また期日については、基本的には原案通りだが、委員会合意であれば60日でもと考えている。結果の尊重についてだが、敢えてこれ以上のものを付ける必要はない。条例の失効については、個別条例であるためどこかで失効するようにしなければならない。市長の任期までという考え方もしてきたが、投票が終わってすぐ失効してしまうことについては、投票の過程において問題が生じることがないとはいえないため、すぐ失効させるのではなく、委員会の中で合意形成を図っていければと思う。

村上委員

論点を整理したい。大きな論点が2つ出ている。1つは成立要件をつけるか否か。全体的にはつけるという考え方とつけないという考え方がそれぞれ出ている。自由民主党・無所属の会は50%の成立要件、その他の党派はいらないという意見であったと思う。成立要件をつけないとなると、市長が結果にかかわらず開票すると言っている以上、どのような条件下で出た結果であれ尊重義務が生じる。この尊重義務については、浅野委員が

現市長当選時の得票数割合の14.16%という考えであるが公明党の3分の1というのは、重みとして3分の1以上の場合には相当重く受け止めたほうがよいのではないかとということで、プラスアルファの重みをつけたほうがよいということであり、至誠クラブの条件とは意味合いが異なっている。3分の1の根拠としては地方自治法に規定されているリコール、解職請求は有権者の3分の1でできるということから、仮に投票の結果、賛成が3分の1以上となったが市長がエアコンをつけますという予算を出してこなかったら、賛成をした人たちがそのまま解職請求を出せるということなので、これは相当大的な重みを持っているし、逆に市長が出してきたものについて議会が否決した場合、解散や議員のリコール等の可能性が出てくるので3分の1に達した場合の重みについては、市長も議会も市民も理解するために付けましようというのが会派の考え方である。

赤川委員

第11条について重みを持たせるために尊重要件を入れるということだが、法的拘束力が実際にはないわけで、3分の1に達しなかった場合は尊重しなくてもいいと取られる可能性を考えると、第11条が骨抜きになるのではないか。

村上委員

元々尊重するとは書いてあり、ここに3分の1条項を付けると曖昧になるというのはわからない。あくまでも尊重はするが、3分の1以上という大きな結果が出た場合、結果通りやらなければ直接請求が出てくる可能性

があるため、そういったことも考えて重みについて斟酌したほうがよいのではないかという意味で入れたほうがいいのではということである。3分の1条項を入れたことにより尊重するということがないがしろになるということではない。その点をよくご理解いただきたい。

赤川委員

そのような結果が出たとして、実際に重んじるかどうかは、もちろん信じるしかないのかもしれないが、どうお考えか。

村上委員

開票結果を尊重しなさいというのは他の会派の方々と同じである。3分の1を入れたことによってこの部分が変わるということはない。尊重の仕方については、それを受けた市長がどうするかということで、それは次の話であり、その時には新たな議論や市民とのやり取りがあるのだと思う。ただ、3分の1を超えた場合は、それは重いということを確認するために入れたほうがよいのではということを行っている。

浅野委員

常設の条例を作るときに参考になるとすれば大事だと思うが、市民の方々はやることをやり、議会としても請願を賛成するなどやることはやった上で、なおかつ住民投票の結果を尊重してほしい、実現してほしい。そこであまり重い成立要件を付けてしまうと議会が成立要件を付けて達成できずに選挙費用が無駄になってしまうよりは、市民の方々が結果を知りたいといっている以上、シンプルに市長の得票割合とする個別請求という

形にした方が良いのではないか。

谷口委員

この第11条の住民投票の結果の尊重だが、今議会での市長とのやり取りの中で、最初市長は、この条例案についても議会に一切任せます、結果についても最大限尊重しますというのが昨日までの流れだと思っている。しかし、今日の午前中の総務部長からの懸念事項についての発言の中で、成立要件が仮についていなければ結果尊重云々というのは懸念事項になるという話があった。例えば、さらなる尊重要件として有権者の3分の1以上というのをつけた場合、恣意的に解釈を生む余地を許すのではないかと思う。

小林委員

あえて3分の1、議会の責任ということで解釈要件としても3分の1リコール、そして次にすぐに市議選があるわけです。そこで、議会としてどうかということが問われてくる。3分の1をつけることよっての恣意的な使われ方も考えられると思う。素直に、このとおりで行くのがいいと考える。

岡田委員

リコールの3分の1もあっていいのではないかと聞いていたが、恐らく低い投票率が懸念されると思う。先ほどの執行部の答弁だと、原発だとか市町村合併とかは皆50%を超えていて住民の関心度が高い。署名で過去に集めていただいたのが約1万8,000人ということもあり、例

えば、2万人ぐらいの投票率で1票を上回っていると。例えば1万1,000票と9,000票だとして、1万1,000票で何もつけないで勝ち、78億円の予算がエアコンにすべてついてしまった場合、議会も78億円の執行を認めなければならないわけであって、ある程度、過半数を超えた人が賛同するのであれば、エアコンをつけていくということがあってもいいのではないかと思う。成立要件が何もつかない、しかも低い投票率が予測される個別案件であることを考えると、やはりなんらかの形をつけた方がよいと考える。つけないと主張されている方、いかがか。

赤川委員

先ほど、個別型の住民投票で成立要件をつけているのが少ないということだったのだが、それぞれケースがあると思う。吉野川の可動堰のこととか、合併とか、いろいろあると思う。先ほど岡田委員が全校につけるのだからここで決定するような話をしているが、今回の請求者の趣旨というのは、整備方針をやってくれということで、そのことがイコール何十億出るという話ではないと思う。もう1つ、先ほど浅野委員が話していたように、請願を採択したり、決議したりということで、議会の意思はもう十分に現れているものと思う。それに対する市長の動きについて住民が納得できないから直接請求を起こしてきたのであって、今回直接請求となったが、実際にはリコールと同じで、リコールだったならば法的拘束力があつた。今回は、法的拘束力がないわけである。そういう中では個別のものは動けないということがあるかと思う。2分の1という過半数についてだが、我々

間接民主主義である議会では、結論を出すために過半数の原理というものを使う。直接民主主義の場合は、それをもって住民の意思という規定は何もない。その辺の考え方について、間接民主主義の2分の1と直接請求の2分の1の違いをどう考えるか聞きたい。

岡田委員

2分の1と会派で考えてきたわけだが、3分の1でもよいかと思って
いる。1点修正したいのだが、私が29校全部だと言ったのは、先ほどの
議論に戻るので、請願者もないのでこの議論はしないが、仮に低投票率
であれば78億円という可能性もあるのだということをおっしゃって
いただくためである。その場合の議会の責任はどうなるのかと考えてのこと
なので、私は付けるべきだと思っている。

赤川委員

それは先ほどの共通認識で、今回何を問うのかということによって決まっ
ている。

岡田委員

29校だということは決まったのでここで蒸し返すわけではないが、例
え話で、最悪78億円かかるということである。

赤川委員

2分の1だったら民意を表しているということについて、その根拠を聞
きたい。

岡田委員

2分の1については訂正の余地はあると思うが、私は、付けないということだめだと思うから聞いたのであって、数字に関してはまだ変更の余地があると思っている。

赤川委員

議会の関与についてだが、今回こうした条例ができて上がってきているので、議会に責任があるということで、おっしゃるとおりだと思う。議会が関わるということについてだが、先ほどもすこし触れたが、我々としては請願や決議など、議会として関わってきた。それでも住民の方は納得できずに直接請求をしてきたわけである。私は、今回出されたものをそのまま素直に受け止めるだけでいいのではないかと考えている。そこに議会の意思をどうしても入れなくてはいけないというのはなぜか。

村上委員

まず、前提として低い投票率になるとか、いろいろな議論があるが基本的には条例そのものの信頼性をどのように担保するかという話だと思う。議会として、個別条例だから、たまたま議会で議論してきたものだから、そのまま通してよいのか。あくまでも、今回は市民参加の権利として地方自治法に基づく手続きを経て提出された、この住民投票条例案を議会としていかに信頼性のあるものに仕上げられるかということが大きな論点だと思っている。

そこに議会として信頼性のある条例に仕上げていかないと、単なる4,000万円を掛けたアンケートになってしまうのではないかと。投票結果に

については成立条件を付けないという意見が多く、そうなった場合には、どんな結果であれ尊重するというのが基本的な考え方であるため、50%に達しないのではないかとこの点で議論するというのは、入口の部分から失敗しているのではないかと思う。住民投票条例をきちんとした形に仕上げた上で、どんな結果が出てきても尊重し、その上で、3分の1を超えるような大きな結果が出てきた場合については、議会としても重く見ますよという宣言をこの中に入れておくことによって、住民投票条例がどこから見ても信頼性のある投票条例になるのではないか。そういった意味で、私は議会としてきちんと関与しておくべきだということを申し上げているのであり、結果がないがしろにされてしまうのではないのかという議論は一切していない。あくまでも条例としての信頼性の問題で、議会がしっかり関わっていくべきだと申し上げている。また藤本市長の得票率を1つの基準にすると、市長に対する信任投票のようになり、趣旨が異なってしまう。

それは請求人が本来目指している住民投票の趣旨とはかけ離れてしまうため、あまり賛成できないという意見を持っている。少なくとも今後住民投票条例について、市民の参加をどうするかということについては今後議会でも議論していくことになるが、今回の件について、委員の多くが成立条件について不要であるとしているのは今までの経緯があるからであり、そこが市長と議会とが対立している問題だと思う。議会としては請願も採択して、決議も出している。市長と議会が対立している問題について、二元代表制の下でどうにもならなかったことに対して市民の切なる思い

として直接請求で出てきた住民投票条例であるため、結果について尊重して欲しいというのはこれまでの経緯を知っている我々議会としては、その通りだと思う。しかし、今後しっかりとした住民参加条例などを議論していく中で、今回、全国的にも非常に珍しい例として出てきた中で、市長と議会との関係の中だけで、とにかく全部開票してその結果を尊重させれば良いということだけでこの議論を終始させてはいけないと思う。

やはり議会として条例を議決するからにはその条例がきちんとした信頼性のある、他に出しても恥ずかしくない条例に仕上げて提出するべきだと思うので、私はこういった条項を付けるべきだと考える。

浅野委員

条件を付けるのであれば、議会と市長と住民の関係の中で出てきた問題だから、市長の方針でこういう問題が起きている以上、付けるのだったら、市長への当てつけになるようだが、得票割合が良いのではないかと考えており、考えを丸めて15%でも良いと思うが、今までの個別型の住民投票条例に常設の住民投票条例の条件まで備えなくても良いという考えである。

村上委員

常設の住民投票条例の件で言っているのではなく、直接請求による住民投票条例の例を見ても、今回のような議会と市長との対立案件は初めて出てきたはずだ。

今回の住民投票条例については全国的にも注目を浴びると思う。そうい

う中で議会としてどう対応したのかというところを見られると思う。基本的には対立軸ができている話なので、成立要件を設けずに素直に市民がどのように思っているのかということ、住民投票してその結果を我々も知りたいし、それを尊重し参考にしながら今後議会活動の中で市長部局と対峙をしていく。市長もその結果を見ながら今後の方針を決定していく。その結果を見た市民も意外と賛成が多いとか意外と反対が多いとかを見て1つの参考とする。結果の尊重は市民にも尊重してもらふ訳ですから、そういう中で次のステップが生まれてくると思います。だから私は基本的なことに反対しているのではなく、先ほど述べた直接請求で出てきた住民投票条例としては、今までに例のないものなので、そこはある一定程度の関与をして議会として信頼性のある条例に仕上げたいということである。

谷口委員

平成18年2月に策定された整備方針について方針転換を行い、その後、平成24年6月15日の教育環境の改善を求める決議ということで、平成18年2月に策定の防音校舎の整備方針に基づく教育環境の改善に向けて、再考を求めるものであるという非常に柔らかい書き方をしているが、整備方針どおりやってくれよと議会として決議したものである。あくまで、市長は執行機関で議会として議決したものが執行されないことが、この問題の大枠ではないかと思う。これは非常にレアケースで、個別の判断をしないとイケない。ということで、そういうことを含めると、本来は議決したものを執行していないということなので、その第11条の投票

結果の尊重の重みというか、さらなる尊重のところというのは、特に入
る必要がないという考えです。

赤川委員

先ほどの話の補足になるが、村上委員もおっしゃっていたが、きちんと
議会として住民投票に関わらなくてはいけないと思っています。本来であ
れば、すでに自治基本条例ができた段階で、すでに市民参加条例が平成2
4年かな、25年には住民投票条例みたいな話があった。ただ、現行法上
は自治基本条例では住民投票上、結果を重んじることについて明文化され
ている。それに関しては、一切投票率の話も何もない。本来であれば、議
会が関わって、常設型なりを作るってことで、投票率の話も議論しなくて
はならなかったけど、今回間に合っていない中で、現行の法律の中で尊重
するとなっているので、それについて投票率が何%だったら重んじるとい
うのはないので、それはそれぞれ市長が判断することだと思う。市長の判
断に頼るしかないので、今回は個別に関しては付けなくていいのかな、今
後は議論すべき、常設型はこれから推進委員会で議論されるわけですの
で、その段階でやはりその辺の議論をすべきで、住民投票条例の結果を重
んじなくてはと自治法上書いてあるし、あとは市長が投票率を見て何らか
の判断をするのかなと思う。

越阪部委員

個別にしる、常設にしる、市民の民意を受けるというのは、それなりの
条件があってもいいと思う。さっき言った3分の1というのは、中身を見

ると2分の1の2分の1ということは、結果的には4分の1であり、3分の1よりも軽いということにもなってしまいが、でもその民意をどういうふうに所沢市全体の中で考えるかということも1つないといけない。今言っていたいろいろな経過によってこういうふうになってしまったかもしれないが、ある意味では関係しているところは、防音校舎、地域に限った話みたいなことをこれは言っているわけで、そのことについて、市民全体が関わるわけだから、そういう中でどういう判断をしたらいいかといったら、やっぱり議会としては全体の中である程度の条件を付ける、目安とするみたいなことは付けた方がいいんじゃないですかということ saying しているわけで、この案件は珍しいのかもしれないがみんながある意味では気づいて参加できることはとてもいいことだと思っているが、ただ全体の中でどういうふうにかえたらいいのかというのは難しいなというところがある。普通としては、半分半分ということをしていかないと、こらからのことも個別、常設にしろ、何らかのことをしていかないといけないこともあるんじゃないかなというのが、私たちの言い分であります。

【自由討議終結】

休 憩 (午後2時39分)

(休憩中に協議会を開催した。)

再 開 (午後4時47分)

【質 疑】

村上委員

自由討議の中で調整が図られたところだが、今回提出された議案第14号の条例案について、句読点や第9条中で「公職選挙法施行令」の「例」の誤りなど細かい誤りについては、議案質疑でも市民の立場で作られた案であるので、肝心なところだけを抑えれば条文としてよいのではないかと
いう答弁があったと思うが、委員会として字句の訂正はとくにしないという
ことでよろしいか。

能登総務部長

これは、本会議でもご答弁しましたが、法制執務的な内容については、専門の知識をもった方々が出されてきたわけではないので、やむを得ない話であると。その内容を含めまして市長が意見に書いて、あとは議会で判断すべき事項であるというようなことになっています。

村上委員

字句についての修正までするとなると相当な時間がかかるため、その点については議会として認識したうえで採決をとるということによろしいか。（委員了承）

【質疑終結】

休 憩（午後4時48分）

再 開（午後4時50分）

○議案第144号に対する修正案

村上委員ほか1名、また、赤川委員から議案第144号に対する修正案がそれぞれ提出されましたので、本案と併せて一括議題とします。

【提出者の説明】

村上委員

議案第144号に対する修正案をわたくしと越阪部委員で提案をさせていただきます。

内容については、第4条中の30日を60日に改めること。

第11条に後段として次のように加えること。

この場合において、投票した者の賛否いずれか過半数の結果が投票資格者総数の3分の1以上に達したときは、その結果の重みを斟酌しなければならない。

附則に、この条例の失効ということで、この条例は、投票日の翌日から起算して90日を超過した日に、その効力を失うということについて、修正を加えさせていただきたい。

60日と90日については実務上のことで、必要な日数を設けました。

今回の3分の1の追加修正ということですが、本来、我々は条例を可決すべき議会としての意思並びに議決責任を明確にしておく必要があるということが、まず1点あります。

住民投票制度の有効性や整合性を考えるときに一定の基準を定めておく必要があると思います。これは、成立要件や有効性について制限するものではなくて、その3分の1を超えるという重みについて議会として、し

っかりと認識しておくこと。また、その件について、市長も市民もしっかりと受け止めておく必要があるということで規定をしています。

その理由としては、この基準を規定することによって、住民投票がより信頼性の高い結果が得られるものになると考えているからです。

個別条例とはいえ、住民投票という制度そのものは住民参加という重大なテーマであります。議会としての考え方を示さないということは、議会改革を標榜する所沢市議会として無責任を免れないと考えています。

賛成、反対それぞれが自らの意思表示をしていくわけですがけれども、そのときに、この追加した条例案が、投票する側、反対にしろ、賛成にしろ、その投票していく人たちのインセンティブに繋がっていく確信のもとに追加をさせていただきましたので、宜しくお願いします。

赤川委員

議案第144号について、修正案を提案させていただきます。

内容ですが、第4条中、30日を60日に改めるということ。これは十分な広報期間や選挙のための準備ということで、やむを得ないということで60日。そして、附則として第2項として次の項目を加える。失効ということで、この条例は、投票日の翌日から起算して90日を超過した日に、その効力を失うということで、一定程度の期間を設けてこの条例は効力を失う必要があるということで提案させていただきます。

【修正案に対する質疑】 な し

村上委員

【意見】

所沢市議会公明党を代表して、議案第144号について修正案を含め、意見を申し上げます。

今回の住民投票条例制定に対する直接請求に至った経緯については、約3年間にわたる議会と市長、市民と議会、市民と市長との間で議論を尽くしてきたことであり、あえてここでは申し述べることはいたしません。そもそも直接請求とは住民自治を実現するための、また市民が市政運営に参加するための現制度上における究極の手段とも言えます。その意味において、8,430名の有効署名をもって条例制定請求を勝ち取った皆さまをはじめとする多くの市民に対して、会派を代表して敬意を表するものであります。

これまでの活動の中で、代表民主主義、いわゆる議会制民主主義の限界に阻まれて、議会に対する不満や不信に陥りながらも、粘り強く働きかけ、今回、条例の可否を議会につきつけたことの意義は大変重いものであり、所沢市市政および議会運営史上、貴重な先例となるはずであります。

さて、今回の条例案を審議するうえで、重要なことは、その対象が住民投票にふさわしいものなのか、請求内容が明確か、あるいは、成立要件をどうするかについて、十分に議論すべき課題であります。

以上を踏まえて以下わが会派の認識について述べさせていただきます。

まず、賛否の対象については、参考人の招致のおりに確認できたことは、その対象が、防音校舎の29校と限定していることにつきまして確認をさ

せていただきました。地域要望の域をでていないのではないかとの論点もありますが、市長の意見の中に今回の提案の中で、その理念、目指すべき方向性において、本市のそれにはそぐわないとあるとおり、賛否のいかんによっては市政運営にも影響を与えかねない内容を包含していると考えております。この問題は議会として請求者と一定の理解を共有していると思っております。整備方針に基づく実施について請願、また、教育環境の改善を求める決議を可決している事実があることから明らかであります。投票結果については、投票率にかかわらず開票する旨の市長答弁もあることなどから、今回の条例につきましては、基本的には賛成をしている立場であります。

ただし、先ほども修正案を出させていただきましたけれども、条例を可決すべき議会としては議会の意思ならびに議決責任を明確にしておく必要があると考えております。

市民参加の重要性を訴えながら議会制民主主義という壁を乗り越えて、やっとの思いで直接請求を実現したことに対して、議会がまた新たな市民参加の壁になってはならない。条件等をつけると、それが新たな壁になってはならないと考えているからです。とはいえ、住民投票制度の有効性や整合性を考えるときに一定の基準を定めておくべきと考えているために3分の1等を原案に修正を加えさせていただきました。

根拠としては、賛成にしる反対にしる3分の1を超える結果というのは、それなりの重みがあるということであります。その根拠としては、定

数の半数の出席の過半数の可否、いわゆる意思決定の2分の1の2分の1よりも、その数は大きいということ。

また、この3分の1は、地方自治法の第76条、第80条、第81条の住民の権利としての解職請求の3分の1と匹敵する数字であるということ、ここに我々議会としてもしっかりと責任をもつべきだということであり、この大きな目標のもとに投票をする側も何とか賛成を多くとりつけよう、あるいは賛成を増やそう、あるいは反対を増やそうといったときの大きなインセンティブになる。そういったことで、この条例案が信頼性のある住民投票に繋がっていくものであると確信をし、今回の修正案の提案をさせていただきました。今回のこの修正案には賛成する。

谷口委員

改革2015を代表して、議案第144号について赤川委員からの修正案と、元々残っている部分の原案について、賛成の立場から意見を申し上げます。

過去の詳細な経緯をあえて述べませんが、この条例案が上程された経緯というのは極めて特異な状況をたどって上程されたと認識しております。今回の条例の請求代表者の皆さまを含めましてこの今までいろいろと動いてきた市民の皆さまには、深い敬意を表します。以下3点について意見を述べたいと思います。

赤川委員からの修正案とその修正案を除く原案が、最終的に本会議で議決され、その後の住民投票の結果、平成18年2月に定めた整備方針、つ

まりは防音校舎に関する平成19年以降の整備方針についてという件名です。これにそって除湿工事、つまりは冷房工事の実施を求める得票数が投票総数の過半数を超えた場合は、うるささ指数75W値以上の区域にあり、騒音に関して他の小中学校と学習環境の著しい差がある狭山ヶ丘中学校、北中小学校については、防衛省からの補助金獲得を念頭におきながら予算措置を行っていただき、従来の計画からは遅れますが、暖房工事と一緒に除湿工事、つまりは冷房工事を進めることを求めます。

2点目、また、その他の防音校舎、宮前小学校は既に除湿工事、冷房工事は終わっておりますが、その他の防音校舎26校につきましては、所沢市の厳しい財政状況、その他の優先すべき政策課題、さらに今後の夏場におけます教室内の学習環境の実態等、総合的に勘案して平成18年2月に定めた整備方針、つまりは、老朽化などで暖房設備を更新する必要がでてきた場合に、一緒に冷房工事を行うという方針、これにそって除湿工事、冷房工事を進めていくことを求めます。

3点目、今回、この議案が本会議で議決され、住民投票条例を行うという状況になった場合には、投票する市民の方々が、何について投票するかを明確になるように論点の一つとなっていました平成18年2月の整備方針、防音校舎に関する平成19年度以降の整備方針についてという、宮前小学校、狭山ヶ丘中学校、北中小学校の3つの学校の計画的な年度ごとの予定を含んだ3枚を参考資料として投票所に掲示するといったような市民の方に分かりやすい配慮を求めたいと思います。

小林委員

日本共産党所沢市議団を代表して、賛成の立場から意見を申し上げます。

住民の皆さんは、防音校舎の除湿工事を計画的に実施してほしいという要望について、ずっと運動をされてこられました。その中で、請願についても議会では採決をして、また、議会自体も決議してきたという経緯がありますけれども、二元代表制のもとで、市長は議会の決議についてなど、重く受け止めると言いながらも、それを実施してこなかったという経緯があり、それで住民の皆さんも直接請求ということで住民投票条例の請求をされてきたと思います。

そういうことでは、市政に直接参加する手段ということでは、大変重いものがあると思います。子どもたちの当たり前で学べる教育環境を作してほしいという願いは、保護者としても当然のことかと思えます。

そういうところから、この住民投票条例案について日本共産党といたしましては、そのまま認めていくということで臨んでまいりましたが、今回、委員会の中で議論をしていく中で投票の期日、30日を60日に改めるという修正案が出ましたが、それについては認めていく方向です。

また、この条例については、個別の条例でありまして、これが投票が終って、その後、必要ではなくなってくるということになってくるわけですが、けれども、90日を経過した日に効力を失わせるという修正案について、投票してすぐに失効させるというのではなく、もしかして投票のあり方について疑義が生じるかもしれないということで、また、市長が尊重して実

施していくのかどうなのかということも含めまして、今の市長の任期までというふうにも考えましたが、委員会の中で議論をしていく中で90日を経過した日にその効力を失うというところで同意をいたします。

そして村上委員と越阪部委員から第11条の投票結果の尊重のところで修正案が提出されましたが、この場合において、投票した者の賛否いずれか過半数の結果が投票資格者総数の3分の1以上に達したときは、その結果の重みを斟酌しなければならないということについては、逆に3分の1以上に達しなければ、その結果の重みを斟酌しなくて良いというような理解もすることができます。そういうことから修正案は、反対いたします。以上で意見を申し述べさせていただきます。

赤川委員

民主ネットリベラルの会を代表しまして、修正案も含め、賛成の立場から意見を申し上げます。

このたびの住民投票条例は非常に重く受け止めております。議会の意思としましては、請願の採択や決議の議決という形で、間接民主主義の中でとれる手段はとられたと思っております。その結果に対する市長の意思表示に対して、今回、直接請求ということで直接民主主義の形でできたという意味で自治法上あらゆる手段が使われているということで、これについて市長はその結果を十分尊重することは、これはすでに自治基本条例に書かれておりますとおりでございます。これにつきましては、その尊重の重みを増すという提案がされておりますが、これにつきましては、すでに

自治基本条例上重んじるとなっておりますし、すでに議会の意思は、間接民主主義の中で現れていると思っております。また、この斟酌するかどうかということに対しましても何ら一定の投票率を超えたとしても斟酌を担保するものがございませんので、今回は、まずは自治基本条例どおり、尊重するという形で十分と思っております。詳細につきましては、討論で述べますが、1点だけ公平性という意味におきまして、市長の意見書も提案されておりますが、住民投票請求者の趣旨、目的等につきましても広報におきましては十分公平性を担保していただくことを申し添えまして意見といたします。

越阪部委員

自由民主党・無所属の会を代表しまして、修正案も含め意見を申し上げます。

修正案については村上委員が述べたとおりです。

私たち党派としては、委員会の中では、投票率総数の2分の1、その結果、過半数をもって達したときに、その結果を尊重しなければならないということを申し上げましたが、いろいろと考えた結果、投票率が2分の1、50%ということは、とても高いハードルになってしまうのではないかとことを思いました。それから投票のボイコット等があると、投票者総数となると大分、ハードルが高いのではないかとということで、一緒に提案させていただきました3分の1ということを入れたものを提案させていただきました。議会として議決した責任というのは、ある程度の基準が必

要ではないかと思えます。

そういうことをしっかりさせないと、せつかく、ある程度のサインとい
うか民意が表れる最低限のことは何かということで、これだったら重みが
あるということです。

ただし、この第11条のこのことは、原案には入っていないわけですか
ら、これが入らないということに関しては反対をしたいと思っています。

【意見終結】

大館委員長

○議案第144号に対する修正案の採決方法

本案に対しては、村上委員及び越阪部委員から、また、赤川委員からそれぞれ修正案が提出されておりますが、表決の便宜上、別個のものともみなし、それぞれの修正案について採決します。

【採 決】

村上委員ほか1名から提出された議案第144号に対する修正案については、挙手少数により、否決するものと決する。

【採 決】

赤川委員から提出された議案第144号に対する修正案については、挙手総員により、可決すべきものと決する。

【採 決】

議案第144号のうち修正案を除く原案については、挙手多数により、可決すべきものと決する。

○閉会中継続審査申出の件（特定事件）

閉会中継続審査申出の件については、別紙のとおり申し出ることとした。

散 会 （午後5時25分）